

令和8年度 主要事務事業

環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会

目 次

◇	環境計画等の推進（環境政策課）	・ ・ ・ ・ ・ 3
◇	エコ区役所の実現（環境政策課）	・ ・ ・ ・ ・ 4～5
◇	環境啓発事業の推進（気候危機対策課）	・ ・ ・ ・ ・ 5～6
◇	再生可能エネルギーの利用拡大と促進（気候危機対策課）	・ ・ ・ ・ ・ 7～8
◇	環境配慮型住宅推進事業（気候危機対策課）	・ ・ ・ ・ ・ 8～9
◇	脱炭素地域づくり等の推進（気候危機対策課）	・ ・ ・ ・ ・ 10
◇	ポイ捨てごみゼロ等の推進（環境保全課）	・ ・ ・ ・ 11～12
◇	環境監視調査（環境保全課）	・ ・ ・ ・ ・ 12
◇	公害防止等指導（環境保全課）	・ ・ ・ ・ ・ 13
◇	生活環境保全事業（各総合支所地域振興課、環境保全課）	・ ・ ・ ・ ・ 13
◇	不用物の発生・排出抑制（各総合支所地域振興課、清掃管理課、清掃・リサイクル推進課、清掃事務所）	・ ・ ・ ・ 14～19
◇	ごみの効率的・適正な処理（清掃管理課、清掃・リサイクル推進課、清掃事務所）	・ ・ ・ ・ 20～25
◇	当初予算概要（環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会所管分）	・ ・ ・ ・ ・ 26
◇	基本計画の推進（環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会所管分）	・ ・ ・ ・ ・ 27
◇	新たな行政経営への移行実現プランの推進（環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会所管分）	・ ・ ・ ・ ・ 28

令和8年度主要事務事業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
新規	環境計画等の推進 (環境政策課)	1. 環境基本計画の推進 環境基本計画を推進するために関連所管で組織する「環境基本計画推進プラットフォーム」を活用し、環境基本計画における分野ごとの方向性、分野横断の取組み等の推進を図る。 2. 地球温暖化対策地域推進計画の推進 気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」について、昨年度に気候危機対策会議でとりまとめた課題への対応を実施する。 3. 若者の環境プラットフォームの運用 環境に関心のある若者と継続的に繋がりを持ち、活動の場を提供するために、産業創造プラットフォーム「SETAGATA PORT」の中に構築した「setagaya green base」の参加者と、環境に関するプロジェクトを実施する。	3,802千円
新規		4. 木育プログラムの実施 気候危機対策基金へ積み立てた森林環境譲与税を活用し、木の良さや木材利用の意義を学ぶために、小学生等を対象として、東京近郊の森林に触れ、林業の現場を体験する木育プログラムを実施する。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	エコ区役所の実現 (環境政策課)	1. 「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画」の推進 「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、区の環境マネジメントシステム「E C Oステップせたがや」において以下の取組み方針を掲げ、世田谷区役所の事務事業におけるエネルギー消費量の削減と、エネルギーの脱炭素化の推進による、さらなる温室効果ガス排出量の削減を図る。 令和 8 年度取組み方針 (1) 区施設のエネルギーの使用による温室効果ガス排出量の削減 ①温室効果ガス排出量 2023年度比26.2%削減 ②エネルギー使用量 2023年度比2.7%削減 ③炭素集約度 2023年度比24.1%削減 (2) コピー用紙購入枚数 2030年度までに2022年度比50%以上削減 (3) その他の全庁的に実施する取組み ①3 R +Renewableによるプラスチック資源循環の促進 ②区民利用施設や学校等の公共施設における省エネルギー対策の徹底 ③事業構築、計画策定における脱炭素の推進 ④区主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減 ⑤環境関連法令の一層の遵守徹底	1,759千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	エコ区役所の実現 (続き) (環境政策課) 環境啓発事業の推進 (気候危機対策課)	2. 公共施設省エネ・再エネ指針に基づく取組み 「公共施設省エネ・再エネ指針」に基づき、区施設のさらなる省エネルギー化や再生可能エネルギー設備の導入等による温室効果ガス排出量削減を推進する。 「世田谷区気候非常事態宣言」に掲げた2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、気候危機問題への取組みを推進する。 1. UCHIKARAプロジェクト実施 2030年度までの家庭部門の脱炭素化施策のロードマップに基づく施策群を束ねたプロジェクトを、「UCHIKARA（うちから）プロジェクト」とネーミングし、環境問題を「うち」（家族、家、中身）から自分ごととして考えてもらうため、プロジェクトの特設サイト運営やコラム等による情報発信等を行いつつ、地域・企業・コミュニティと協働し、区民の脱炭素行動を促進していく。 2. 環境教育 (1) 環境サポーター事業 (気候危機対策基金及びみどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金充当事業) 大学生等のボランティアを環境サポーターとして登録・講師育成し、区立小学校に派遣して、環境に関する「出前授業」を実施する。 ・実施期間 9月～3月 ・実施対象 区立小学校 4～6年生（10校）	34,084千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
新規	環境啓発事業の推進 (続き) (気候危機対策課)	(2) 民間企業等による出前授業 民間企業等が実施する環境に関わる出前授業を取りまとめ、区立小学校へ情報提供し、各学校からの依頼に応じて民間企業等に講師を派遣してもらおう。授業時間の5～10分程度は区側が用意した共通プログラムを実施してもらい、家庭における省エネ行動や再エネ電力の導入拡大を図る。 (3) 環境教育教材の作成 小学生向け環境学習教材を作成し、区立小学校へ提供することで、環境教育の広域展開を図る。 ※令和8年度当初予算概要 No. 17 3. 連携自治体の再エネ資源等を活用した環境教育の推進 自治体間連携にて協定等を締結している他自治体の再エネ資源等を活用し、発電地の森林・水資源・農山村の営みへの理解を深めることで、都市で再エネを受け取る側の区民が、環境価値と保全の重要性を自分事化し、区内での再エネ利用拡大や行動変容の基盤を育む、環境教育ツアー等の事業を実施する。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	再生可能エネルギーの 利用拡大と促進 (気候危機対策課)	区のめざす環境像「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」の実現に向け、再生可能エネルギーの利用を拡大する。 1. 「せたがや版RE100」の実現に向けた取組み エネルギーの地産地消や自治体間連携の取組みを引き続き進め、区民・事業者・区の三者が連携して取り組む「せたがや版RE100」の実現を目指す。 (1) 賛同登録の募集 (2) ロゴマークを活用した啓発 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策12-1 2. エネルギーの地産地消 みうら太陽光発電所の運営。売電収益を「再エネ切替補助金」に活用。区内施設へ電力供給し、啓発を図る。 3. 区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入・拡大 リバースオークションによる電力調達を行い、新たに小学校42施設に再生可能エネルギー電力を導入予定。 4. ZEVの利用促進とインフラ整備 (気候危機対策基金充当事業) 電気自動車の普及促進のため、充電インフラの整備を検討しつつ、既存充電器の運営やEV等の情報発信を行う。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策12-1	45,140千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
拡充	再生可能エネルギーの利用拡大と促進 (続き) (気候危機対策課)	5. 再エネ切替補助金 (気候危機対策基金充当事業) 再エネ 100%電力メニューを持つ小売電気事業者等向けに区民向けキャンペーンに対する費用を補助する再エネ切替補助金を実施。官民連携による区民向けキャンペーン「再エネでんき切り替えキャンペーン」により、再エネの普及拡大に取り組む。 ※世田谷区実施計画推進状況 (令和 8 年 3 月) 施策12-1	69,010千円
	環境配慮型住宅推進事業 (気候危機対策課)	6. 公共施設における太陽光発電等の設置事業 P P A (第三者保有) モデルにより設置した区立中学校計 1 0 校について、太陽光発電設備、蓄電池及び非常用コンセントを運用し、区の率先行動による普及啓発・環境教育、避難所の電源確保等を図る。 環境に配慮した住宅の普及促進と機能の維持向上を図る。 1. エコ住宅補助金 (気候危機対策基金充当事業) 環境に配慮した住宅への改修及び省エネルギー機器類の設置を啓発し、住宅から排出される二酸化炭素の削減につなげるため、補助事業を実施する。 より脱炭素効果の高い事業としていくため、国や都の補助制度の現状や区内事業者の技術力向上や振興、さらに区民目線で使いやすい補助制度となるよう補助対象メニューの絞り込みや単価の一部見直し、申請手続きの変更を行い、更なる住宅の脱炭素化に向けた補助金の見直しを図った。 ※令和 8 年度当初予算概要 No. 17 ※世田谷区実施計画推進状況 (令和 8 年 3 月) 施策12-1	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度 当 初 予 算
新規	環境配慮型住宅推進事業 (続き) (気候危機対策課)	2. 開発事業等に対する環境配慮の促進 一定規模以上の開発事業等を実施しようとする事業者に対し、環境計画書の提出、住民説明会開催、環境への配慮を要請する。取り組んだ環境配慮の具体的な内容は4つの評価区分（エネルギー使用の合理化、みどりの保全・創出、資源の適正利用、災害対策）ごとに三段階で評価し、評価結果を公表する。 3. 大規模事業者等に対する太陽光発電設備設置の推進 建物の大規模改修や改築を行う事業者に対し、太陽光発電設備導入の経済的メリットや環境価値を伝えつつ導入に向けた働きかけを行うことで、潜在的な創エネ需要を発掘する。 4. 太陽光パネル・蓄電池導入シミュレーション代行事業（実証事業） 戸建住宅の構造や電力使用実績等を踏まえ、太陽光設置の投資回収期間等を試算しレポートを作成。また、補助事業や区内工務店の相談先等を示し、具体的な導入検討を支援する。 ※令和8年度当初予算概要 No. 17	
新規		5. 集合住宅への再エネ普及促進（実証事業） 再エネ創出ポテンシャルの大きい集合住宅への再エネの導入促進及び災害時のレジリエンス向上に向け、集合住宅における太陽光パネル初期費用ゼロモデル（PPA）のスキーム構築を行う。 ※令和8年度当初予算概要 No. 17	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	脱炭素地域づくり等の推進 （気候危機対策課）	2030年度までの温室効果ガス削減目標の達成に向け、事業者や地域との連携・協力により、仮説と検証による様々な実証事業を実施し、成果を全区に展開していく。 1. 脱炭素地域づくり広報プロジェクト（成城地区魅力発信プロジェクト） 成城の緑や街並みといった地域の魅力を生かし、情報発信やイベント、SNSを通じて住民に寄り添いながら脱炭素を暮らしに根付かせ、地域の関係者を巻き込んだ住宅地の脱炭素化モデルづくりを進める。 2. 地域ステークホルダーと連携した脱炭素地域づくりの推進 地域の学校や事業者等のステークホルダーと連携し、地域課題の解決を図る地域づくりと脱炭素化を一体で行い、脱炭素に対する地域の機運醸成を推進する。 3. 住宅の脱炭素化に向けた実証事業 気候市民会議やアンケート結果等から、住宅の脱炭素化の障壁・離脱理由の仮説、解決策の検証を目的とした実証事業を進めるとともに、ボトルネックの深掘りと仮説の精度を高めるため調査等を実施する。実証事業の効果を評価したうえで、効果が見込める事業の再構築・全区への横展開に取り組む。	51,809千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	ポイ捨てごみゼロ等の推進 (環境保全課)	各総合支所地域振興課等と連携し、まちの環境美化や迷惑喫煙防止の取組みを推進する。また、世田谷区たばこルール of 周知徹底及び指定喫煙場所の整備に取り組む。 世田谷区たばこルール of 対象に、加熱式たばこも含めるとともに「世田谷区環境美化等に関する条例」を一部改正した。7 月の全面施行に向けて周知・啓発に取り組む。 1. まちの環境美化の取組み (1) 町会・自治会、商店街、区内事業所等と連携し、ポイ捨て防止、路上喫煙禁止の啓発活動、落書き防止活動への支援を行う。 (2) せたがやクリーンアップ作戦の実施 実施期間 (前期) 5 月 3 0 日 (土) ～ 6 月 1 4 日 (日) (後期) 1 1 月 2 8 日 (土) ～ 1 2 月 1 3 日 (日) 2. 世田谷区たばこルール of 推進 (1) 路面標示シート、電柱巻看板、ガードレール看板、区のお知らせ等により、世田谷区たばこルール of 周知を図る。 (2) 民間への補助により、指定喫煙場所 of 整備を促進する。また、都補助制度を活用し指定喫煙場所 of 候補地を探す。 ・三軒茶屋、下北沢、自由が丘駅、東松原駅周辺 (3) 民間 of 指定喫煙場所 of 維持管理経費支援として、物品等 of 助成を行う。 (4) 環境美化指導員による巡回指導や三軒茶屋・下北沢 of 定点指導、千歳烏山駅・自由が丘駅周辺を重点地域とした指導を実施し、喫煙マナー of 向上を図る。	125,866 千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度 当 初 予 算
	ポイ捨てごみゼロ等の推進 (続き) (環境保全課) 環境監視調査 (環境保全課)	3. 海洋プラスチックごみ問題への取組み マイバッグ・マイボトル持参の啓発や区内一斉清掃などの環境美化活動を進め、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出の防止に努める。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 8 年 3 月）施策13-1・13-2 1. 大気汚染物質の測定 (1) 大気汚染測定室（2 か所）での常時測定 (2) ダイオキシン類、浮遊粒子状物質の測定 (3) 都の大気汚染測定局のデータ収集 (4) 光化学オキシダントの測定、光化学スモッグ緊急時対策等の実施 2. 水質等の調査の実施 (1) 河川水質調査の実施 (2) 魚類等水生生物生息調査の実施 (3) 河川水質事故等、緊急時の対応 3. 自動車公害対策の推進 自動車公害実態調査 騒音、振動、窒素酸化物等の調査を実施し、結果を公表する。 4. 放射線等対策の実施 区内の放射線量を継続的に把握し、結果をホームページで公表する。	26,325千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	公害防止等指導 (環境保全課)	1. アスベスト対策の推進 (1) 法令・条例に基づく事業者等指導 建物の解体工事等に係るアスベスト飛散防止対策、周辺住民への周知等を指導する。また、大気汚染防止法の改正により規制強化された現地調査に伴う事前調査結果および作業計画の確認を行う。 (2) 民間建築物アスベスト含有調査助成 調査費用の一部を助成し、除去等飛散防止対策の徹底を図る（国補助制度を活用）。 ・対象者 対象建築物の所有者等（個人・法人・管理組合） ・助成額 1 棟につき上限 2 5 万円（定額） 2. 有害鳥獣対策の実施 (1) カラス対策 繁殖期における人への威嚇、攻撃から区民を守るため、巣の撤去等を実施する。 (2) ハクビシン・アライグマ対策 家屋侵入による生活被害を防ぐため、箱わなを設置し、防除する。	21, 935 千円
	生活環境保全事業 (各総合支所地域振興課) (環境保全課)	住居や敷地内に大量に物品をため込み、当該物品等が崩落したり、悪臭や害虫を発生させたり、通行の妨げになっているような管理不全な状態と思われる物件について、5 総合支所各課及びその他関係所管と連携して、居住者の心身への配慮等を行いながら、助言や福祉的な支援を行い、堆積した物品等の整理整頓を促す。また、多機関協働事業の支援会議を活用した居住者や所有者に対する支援策の検討を行う。	1, 276 千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	不用物の発生・排出抑制 (各総合支所地域振興課) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推進課) (清掃事務所)	1. 普及啓発・環境学習の推進 (1) ごみ減量・リサイクルの普及啓発 区民・事業者主体の行動につながるよう、効果的な普及啓発を進める。 ①収集カレンダーの配付 分別・排出方法の情報やごみの収集日等を記載した収集カレンダーを全世帯に配布する(令和8年度はページ構成等の精査を予定)。 ②アプリやLINEによる情報提供等 収集日の通知機能や分別方法等の検索ができる資源・ごみ分別アプリや区公式LINE、区公式Xなどを活用し、幅広い世代を対象に情報提供・情報発信を行う。 アプリ登録者数107,607人、LINE登録者数30,144人(令和7年度) ③区広報紙による情報発信 1面に特集記事を掲載するほか、事業に関する各種情報を掲載する。 ④環境学習の推進 区内保育園・小学校等に講師を派遣し、紙芝居や環境学習用清掃車を活用した収集体験などの環境学習を推進する。 講師派遣回数99回(令和7年度) ⑤環境学習用の冊子の作成 小学校4年生の授業で活用してもらうため、冊子「できることからごみへらし」を作成、配付する。 ⑥イベントへの出展等 区民まつり、環境フェスタ、はなみずきフェスタ、小泉公園ふれあいフェスタ、烏山区民センター文化祭などに出展し、普及啓発を行う。 ⑦大学、事業者等と連携した普及啓発 事業者、大学、NPO等と連携しイベント等を通じた普及啓発を図る。	192,319千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	不用物の発生・排出抑制 (続き) (各総合支所地域振興課) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推進課) (清掃事務所)	(2) 施設を利用した普及啓発 ①エコプラザ用賀 粗大ごみからの選別品や区民持込の不要品をリユース品として頒布するほか、視覚型や体験型の展示を実施する。 ②リサイクル千歳台 発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース) に重心を置いた、ものを大切にするための各種講座・講習会を開催する。 ③施設見学等 清掃工場や資源循環センターリセタ (ビンの選別施設) と連携し、施設見学などを通じて、子どもだけでなく保護者も含めた、より波及効果の高い環境学習を推進する (世田谷清掃工場については、令和 8 年度より建替工事に入るため施設見学の対象外)。 (3) プラスチック分別収集に向けた普及啓発 令和 1 2 年度を目途として実施を計画しているプラスチック分別収集に向けて、まずは発生抑制を徹底する必要があるため、できる限りプラスチックを使用しないライフスタイルへの行動変容を促す啓発に重点的に取り組む。 ※世田谷区実施計画推進状況 (令和 8 年 3 月) 施策13-3 ※新たな行政経営への移行実現プラン (令和 8 年 3 月) 項目1-36	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	不用物の発生・排出抑制 (続き) (各総合支所地域振興課) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推進課) (清掃事務所)	2. 区民・事業者・行政のごみ減量・リサイクル活動促進 (1) 区民主体の取組み ①資源の集団回収活動の支援 区民主体の資源回収活動について、支援金等の見直しなど適正な制度運用を促進しながら必要な活動支援を行う。 ・実施団体数 5 8 6 団体 (令和 7 年度末) 前年度比 - 2 0 団体 ②ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動支援 ごみ減量・リサイクル推進委員会 (地区ごとに設置) によるごみ減量や 2 R 推進の普及啓発などの活動を支援することにより、区民主体の活動を促進する。 ③フリーマーケット等の支援 市民団体が主催するフリーマーケット等の開催を支援する。 ④生ごみ減量・食品ロスの削減 可燃ごみの 3 割を占める生ごみの削減、食品ロスの削減を図るため、生ごみ堆肥化講習会等の開催、フードドライブなどに取り組むとともに、売れ残りのリスクのある商品情報を提供するアプリの利用を促進する。 ⑤コンポストの利用の拡充 民間事業者と連携し、生ごみを堆肥化するコンポストの購入あっ旋を行うとともに、家庭で使いきれない堆肥の公共施設等での活用を図り、堆肥の地域内循環に取り組む。	3, 730, 235 千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	不用物の発生・排出抑制 (続き) (各総合支所地域振興課) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推進課) (清掃事務所)	(2) 事業者主体の取組み ①事業者主体の取組みの促進 店舗や自動販売機における資源の自主回収、レジ袋の不使用、包装の簡素化等の事例紹介や働きかけを行い、事業者の主体的取組みの促進を図る。また、プラスチックごみの発生抑制に向け、飲料メーカーの事業者団体等とも連携し、ペットボトルなどの資源循環の啓発を推進する。 ②事業系リサイクルシステムの利用促進 事業所から排出される古紙やガラスびん、缶など資源のリサイクルを推進するため、区内資源回収事業者による「事業系リサイクルシステム」の利用を促進する。 回収事業所 9 9 1 事業所 (令和 7 年度末) 前年度比 + 2 3 事業所 ③パソコン・小型家電のリサイクル推進 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者と連携し、宅配便を利用し、パソコン・小型家電の無料回収を行う。 パソコン 5 9 . 2 トン (令和 8 年 2 月末現在) 携帯電話 0 . 4 トン (令和 8 年 2 月末現在) その他小型家電 4 9 . 3 トン (令和 8 年 2 月末現在) ④せたがやエコフレンドリーショップの推進 食品ロスの削減やプラスチックごみの削減に積極的に取り組む飲食店や小売店等を登録し、支援する。 登録店舗数 1 0 2 店舗 (令和 7 年度末時点) 前年度比 + 6 店舗	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	不用物の発生・排出抑制 (続き) (各総合支所地域振興課) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推進課) (清掃事務所)	(3) 行政による取組み ①資源の集積所回収 ○回収品目及び計画日量 (令和8年度) 対前年度比 ・古紙 7 1 トン - 1 トン ・ガラスびん 2 2 トン - 1 トン ・缶 6 トン - 1 トン ・ペットボトル 1 2 トン ± 0 トン ②資源の拠点回収 集積所回収、区民主体の資源回収を補完するため、公共施設等で資源を回収する。 ア 回収ボックス方式 (常設) ・回収場所：6 3 ヶ所 (令和8年3月末現在) ・回収品目：ペットボトル、ペットボトルキャップ、白色発泡トレイ、小型家電 ※回収品目は回収場所ごとに異なる。 イ 回収員手渡し方式 (毎月第2・4土曜日) ・回収場所：2 7 ヶ所 (令和8年3月末現在) ・回収品目：廃食用油、食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡スチロール製食品トレイ、新聞 ウ 共同回収 家庭用プリンタの使用済みインクカートリッジについて、メーカー4社による共同回収を実施。 ・回収場所：7 ヶ所 (令和8年3月末現在)	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	不用物の発生・排出抑制 (続き) (各総合支所地域振興課) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推進課) (清掃事務所)	③資源の持ち去り対策 民間警備会社によるパトロール等を行うとともに、警察署等と連携した取り組みを進める。 ④資源循環センター「リセタ」の運営 区内で資源回収されるガラスびんの全量を中間処理する。 ・場 所 世田谷清掃工場敷地内 ・処理能力 日量 7 2 . 2 トン ⑤不用品のリユース事業 (エコプラザ用賀) 民間事業者と連携し、区民から持ち込まれた家庭の不用品や、排出された粗大ごみから清掃事務所がピックアップ回収したものを希望者に有償または無償譲渡するリユース事業をエコプラザ用賀で実施する。 リユース数 1 2 0 , 9 6 1 点 (令和 7 年度末時点) リユース率 9 6 . 6 % ⑥粗大ごみのリユースの推進 民間事業者と連携し、粗大ごみに相当する家具等を一括査定するサービスの活用を推奨し、粗大ごみのリユースに取り組む。 ⑦プラスチック分別収集・再資源化に向けた取り組み 令和 1 2 年度中のプラスチック分別収集・再資源化の実施に向け、まずは発生抑制と区民の行動変容を推進するとともに、より効率的・効果的な収集・運搬体制となるよう積替施設や再商品化事業者の確保に向けた検討を進める。 ※世田谷区実施計画推進状況 (令和 8 年 3 月) 施策13-3 ※新たな行政経営への移行実現プラン (令和 8 年 3 月) 項目2-12	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	ごみの効率的・適正な処理 (清掃管理課) (清掃・リサイクル推進課) (清掃事務所)	1. 効率的できめ細かな収集・運搬体制の整備 (1) ごみの収集 可燃ごみ・不燃ごみを集積所から収集し、清掃工場等に運搬する。また、粗大ごみについては、予約制により玄関先等から収集し、中間処理施設に運搬する。 ①集積所数 約 9 6 , 0 0 0 ヶ所 ②収集計画日量 (令和 8 年度) 対前年度比 ・可燃ごみ 4 8 3 トン - 5 トン ・不燃ごみ 1 8 トン ± 0 トン ・粗大ごみ 2 5 トン - 1 トン 計 5 2 6 トン - 6 トン ③区民 1 人 1 日あたりのごみ量 令和 7 年度の区民 1 人 1 日あたりのごみ量は速報値で 4 8 5 グラムであり、世田谷区一般廃棄物処理基本計画に定める令和 1 6 年度目標値の 4 5 0 グラムに向けて、引き続きごみ減量に取り組んでいく。 ④粗大ごみの区民持込み 予約制により区民による集積施設への直接持込みを実施する。 ・持込時間 毎週土・日曜日の指定の時間帯 ・実施場所 船橋粗大ごみ中継所 (希望丘中継所内) ・実績 3 3 , 0 6 1 点 (令和 7 年度) ⑤早朝収集の実施 まちの美観確保等のため、ごみの早朝収集を一部繁華街等 (下北沢、三軒茶屋) で実施する。	4, 047, 681 千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	ごみの効率的・適正な処理 (続き) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推進課) (清掃事務所)	⑥ 高齢者等訪問収集事業 資源、可燃ごみ及び不燃ごみを資源・ごみ集積所に自分で出すことができない高齢者のみの世帯等を対象に、玄関先等から収集する。 実施世帯 339 世帯 (令和 8 年 3 月末現在) (2) し尿の収集 くみ取り便所のし尿収集及び処理施設への運搬を行う。 ① 収集戸数 20 戸 (令和 8 年 3 月末現在) ② 収集計画日量 1. 1 キロリットル ③ 収集回数 原則として 2 週に 1 回 (3) 動物死体処理 飼い主等から処理依頼のあった動物死体を引き取って処理する (火葬・埋葬は、民間事業者へ委託)。 収集計画日量 3 頭	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	ごみの効率的・適正な処理 (続き) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推進課) (清掃事務所)	2. ごみの資源化 (1) 不燃ごみ・粗大ごみの資源化 ①金属系ごみの資源化 不燃ごみ（拠点回収分を含む）や粗大ごみに含まれる金属系ごみを、ピックアップし、資源化する。 不燃金属類 8 2 3 トン（令和 7 年度） 粗大金属類 2 1 5 トン（令和 7 年度） 合計 1, 0 3 8 トン（令和 7 年度） 対前年度比－ 1 0 6 トン ②羽毛布団の資源化 粗大ごみに含まれる布団をピックアップし、資源化する。 羽毛布団 1 トン（令和 7 年度） 対前年度比± 0 トン ③蛍光管等の資源化 不燃ごみに含まれる蛍光管等をピックアップし、資源化する。 蛍光管等 2 9 トン（令和 7 年度） 対前年度比－ 2 トン ④乾電池の資源化 不燃ごみに含まれる乾電池をピックアップし、資源化する。 乾電池 6 2 トン（令和 7 年度） 対前年度比－ 7 トン ⑤充電式電池等の資源化 発火リスクがあるとされるリチウムイオン電池などの充電式電池等については、不燃ごみ排出の際に、別袋に入れて排出してもらうこととしており、ピックアップし、資源化する。 充電式電池等 1 4 トン（令和 7 年度） ※令和 7 年 1 0 月より収集開始	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	ごみの効率的・適正な処理 (続き) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推進課) (清掃事務所)	⑥不燃ごみの全量資源化 令和 9 年度より不燃ごみの全量を資源化する予定であり、その準備を進める。 (2) 小型電子機器の回収・資源化 拠点回収 (12 か所) において、携帯電話など有用金属含有比率の高い 12 品目を回収し、資源化する。 小型家電 11 トン (令和 7 年度) 対前年度比 + 2 トン 3. 清掃・リサイクル施設の再整備等 清掃事務所等の施設や組織を再編し、より効果的・効率的な収集・運搬・処理体制を構築するため、主要機能を「(仮称) 用賀複合施設」に集約に向け、施設整備の設計等の検討を進める。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	ごみの効率的・適正な処理 (続き) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推課) (清掃事務所)	4. 適正な収集、運搬体制の整備 (1) 資源・ごみ集積所の環境美化 資源・ごみ集積所についての区民からの相談への対応、容器出しや集合住宅の資源・ごみ集積所確保の指導等を行うほか、カラス等の被害防止のためのごみ散乱防止ネットを配付する。 ネット配付数 1, 8 5 6 枚 (令和 7 年度) 対前年度比－ 5 3 枚 (2) 排出指導 ごみの減量や適正な分別等について、区民・事業者の理解を得るため、排出指導を行う。 ①集積所等における排出指導 資源・ごみが適正に分別されていない事案や、有料ごみ処理券が適正に貼付されていない事案、指定の収集日以外に排出された事案等に対し、口頭による指導、チラシの配付、集積所への注意喚起掲示等を行う。 ②大規模建築物等への排出指導 一定規模以上の建築物建設者等との集積所に関する事前協議を行う。また、一定規模以上の事業系建築物への立入調査を実施し、再利用対象物及び廃棄物の保管場所等の設置の促進や、ごみ減量及び適正排出等の指導・助言を行う。 ③在宅医療廃棄物等の適正処理の促進 在宅医療廃棄物等の適正・安全処理のため、注射針等鋭利なものは、排出禁止物としており、薬剤師会の協力を得て、区内薬局にて、在宅医療で使用された注射針の専用容器による回収を実施している。 回収数 5, 2 6 6 個 (令和 7 年度) 対前年度比＋ 2 3 7 個	10, 432 千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	ごみの効率的・適正な処理 (続き) (清掃管理課) (清掃・リサイクル推課) (清掃事務所)	④緑化廃棄物の資源化 剪定等により生じる緑化廃棄物を再資源化施設において資源化する。 搬入量 9, 394 トン (令和7年度) 対前年度比－436 トン (3) 一般廃棄物処理業の許可・指導 一般廃棄物の収集・運搬及び処分業許可事務は、23区で共同処理しており、区は、許可権者として適正な処理を確保するため、許可業者の動向等の把握に努め、必要な指導を行う。 ・許可業者 264 者 (令和8年3月末現在) (4) 浄化槽指導 ①浄化槽管理者の指導等 浄化槽管理者の義務及び清掃・保守点検等の必要性を周知し、適正な維持管理を確保するため、リーフレットを作成し、定期的に送付する。 ・浄化槽設置基数 254 基 (令和8年3月末現在) ②浄化槽清掃業者の許可及び指導 ・許可業者 44 者 (令和8年3月末現在) ③浄化槽清掃経費助成 下水道未普及地域の居住用建築物に設置されている浄化槽に対し、清掃に要する費用のうち収集・運搬経費相当額を助成する。 ・対象浄化槽 2 基 (令和8年3月末現在) ・助成額 22, 000 円 (容量1.9 m³ (平均値) の場合 10, 000 円) ※新たな行政経営への移行実現プラン (令和8年3月) 項目4-7	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会所管分

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	当初予算概要（新規・拡充事業）	当初予算概要における新規・拡充事業における環境・清掃・リサイクル対策等に関連する取組みを推進する。	—	(1) 環境・リサイクル・みどり a 家庭部門 脱炭素施策の推進 No. 17

令和8年度主要事務事業

環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会所管分

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画の推進	基本計画における重点政策及び環境・清掃・リサイクル対策等に関連する分野別政策を推進する。	—	1. 基本計画に掲げる重点政策 分野横断的な体制を整え、以下の政策を推進する。 （1）子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備 （2）新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実 （3）多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成 （4）誰もが取り残されことなく生き生きと暮らせるための支援の強化 （5）自然との共生と脱炭素社会の構築 （6）安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出 2. 基本計画に掲げる分野別政策 （1）脱炭素化の推進 a 区民・事業者の脱炭素行動の支援 施策12-1 b 公共施設や区事業活動における脱炭素の実施 施策12-2 （2）快適で暮らしやすい生活環境の構築 a 地域環境美化活動の推進 施策13-1 b たばこルールの推進 施策13-2 c ごみの減量と資源循環型社会の形成 施策13-3

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会所管分

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進	新たな行政経営への移行実現プランにおける環境・清掃・リサイクル対策に関連する取組みを推進する。	—	1. 新たな仕組みづくり （1）基金の効果的活用に向けたあり方検討 項目1-8 （2）脱炭素地域づくりや新たな気候変動対策等に向けた専門人材の活用 項目1-16 （3）資源とごみの収集カレンダー編集、印刷、配布事業の見直し 項目1-36 2. 区民目線からのサービス利用性の向上 （1）アスベスト飛散防止届出、事業所等の認可、設置・変更届等受付業務の電子申請化の推進 項目2-10 （2）集団回収届出の電子化の推進 項目2-12 （3）有料粗大ごみ処理券のペーパーレス、キャッシュレス決済の導入 項目2-13 3. 職員の時間の効果的活用 （1）区民向け補助金・助成金等の申請・受付等業務の効率化 項目3-12 4. 業務量増に対しての効率的対応 （1）事業用大規模建築物への立入調査の効率化 項目4-7